



七宗町移住定住奨励金の内容



移住定住

- 条件**・・・町外に住む者が、世帯主として町に移住した場合
(町に在住していた者が転出し2年以内に転入した場合を除く)で、
世帯主の年齢が50歳以下の世帯に交付する。
ただし、世帯主の年齢が51歳以上であっても、中学生以下の子供が
属する世帯はこの限りではない。
- 奨励金の額**・・・1世帯1年間につき5万円を支給(最長5年間)
最初の1年目は中学生以下の子供1人につき5万円を加算する。

住宅取得

- 条件**・・・町外に住む者又は町内に在住する利用者登録者が、空き家情報バンク
制度を利用して空き家を取得し、世帯主として移住又は転居した場合に
交付する。(ただし、前住居を空き家にしないこと)
- 奨励金の額**・・・世帯主が50歳以下の場合、購入価格の1/2(上限50万円)を支給

住宅新築

- 条件**・・・町外に住む者又は町内に在住する者が、町内に住宅(第2条第7号)を
- 奨励金の額**・・・町内事業者による新築 100万円を支給

問い合わせ窓口

〒509-0403

岐阜県加茂郡七宗町中麻生1160番地

移住交流サポートセンター(日本最古の石博物館内)

TEL: 0574-48-1799

七宗町役場HP: <https://www.hichiso.jp>

休館日: 水曜・木曜・祝日